

○山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付要綱

平成27年5月21日告示第59号

改正

令和3年3月29日告示第70号

令和4年3月8日告示第22号

令和7年3月17日告示第29号

山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山ノ内町空き家・空き地バンクに登録して入居者募集を行っている物件（以下「登録物件」という。）に入居する場合、登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を支援することにより、山ノ内町空き家・空き地バンクへの登録及び定住希望者の移住が円滑に行えることを目的とし、登録物件所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転勤若しくは就学等に伴う一時的な居住ではなく、町内に永住又は12年以上の期間生活の本拠地を置くこと。
- (2) 空き家 空き家とは、町内に存在する建物のうち、個人の居住、営業等を目的として建築し、現に居住又は使用していないもの（予定の者を含む。）及びその敷地をいう。
- (3) 空き地 空き地とは、町内に所在する、住宅を建築することが可能な、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）宅地及び雑種地をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家・空き地バンクとは、山ノ内町内に存する空き家及び空き地に関する情報の登録及び山ノ内町への定住を目的として空き家及び空き地の利用を希望する者に対して有用な情報を提供するシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象者及び生計を共にする世帯員と定住者及び生計を共にする世帯員が三親等以内の親族でない者
- (2) 補助対象者及び生計を共にする世帯員が地方税等を滞納していない者
- (3) 補助対象者及び生計を共にする世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (4) 山ノ内町空き家・空き地バンクへ物件登録を行う者
- (5) 山ノ内町一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者の家財道具等の処分及び搬出を依頼する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、登録物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1を乗じて得た額とする。ただし10万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付申請

書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 山ノ内町空き家・空き地バンク登録申込書
- (2) 山ノ内町空き家・空き地バンク登録カード
- (3) 経費の内訳が明記されている見積書又は契約書の写し
- (4) 処分する家財道具等の現況写真

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定前に事業の着手が発覚した場合には、その時点で補助対象者として認めないものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 補助対象者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 作業中の写真

（事業完了の確認及び補助金の額の確定）

第9条 町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたと認めるときは決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第70号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第22号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日告示第29号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

山ノ内町空き家財道具等処分補助金交付申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

住所

氏名

電話

山ノ内町空き家財道具等処分補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたって、私の町税・使用料・負担金等の納税状況調査に同意します。

記

- 1 物件場所 山ノ内町大字
- 2 契約日 年 月 日 (売買 ・ 賃貸)
- 3 入居 (予定) 日 年 月 日
- 4 事業に要する経費 _____ 円
- 5 補助金交付申請額 _____ 円
- 6 着手予定年月日 年 月 日
- 7 完了予定年月日 年 月 日
- 8 補助金振込先

振込先金融機関名	支店	預金種目	
口座名義人		口座番号	

- 9 添付書類
- (1) 山ノ内町空き家・空き地バンク登録申込書
 - (2) 山ノ内町空き家・空き地バンク登録カード
 - (3) 経費の内訳が明記されている見積書又は契約書の写し
 - (4) 処分する家財道具等の現況写真

様

山ノ内町長

印

山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山ノ内町空き家家財道具等処分補助金については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 _____ 円
（内訳）補助対象事業の総額（ _____ 円） $\times 1/2 =$ （ _____ 円）

2 補助金の交付条件

- (1) 事業は、 _____ 年2月末日までに完了してください。
- (2) 補助対象事業が完了した場合、30日以内に実績報告書を関係書類とともに提出してください。
- (3) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にすることはできません。
- (4) 次に掲げる場合においては、補助金の交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めます。
 - ①偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
 - ②要綱の規定に違反したとき

様式第3号 (第8条関係)

山ノ内町空き家家財道具等処分補助金実績報告書

年 月 日

山ノ内町長 様

住所

氏名

電話

年 月 日付け 山ノ内町指令 第 号で補助金の交付決定を受けた山ノ内町空き家家財道具等処分補助金に係る事業が完了したので、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 添付書類
 - (1) 領収書又は請求書の写し
 - (2) 作業中の写真

第 号
年 月 日

様

山ノ内町長

印

山ノ内町空き家家財道具等処分補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山ノ内町空き家家財道具等処分補助金について、審査の結果、事業が適合することを確認しましたので、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付要綱第8条の規定により、補助金交付確定額を通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第5号 (第10条関係)

山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付請求書

年 月 日

山ノ内町長 様

住所

氏名

電話

山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店・支所名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	()